

・郵送での証明書等の申請方法

1. 申請書(ホームページからのダウンロードができます。便せんでも可能)

- ・現住所と富士河口湖町にいた時の住所
- ・電話番号(連絡可能な電話番号)
- ・氏名(変更があった方は、旧姓も)
- ・生年月日
- ・必要な証明書、年度、通数
- ・使用目的
等を記入してください。

2. 交付手数料として郵便局で[定額小為替]を通数分購入し、同封してください。

税に関する証明書	1 枚	300 円
名 寄 せ	1 枚	100 円
公 函	1 枚	300 円
住宅用家屋証明書	1 枚	1,300 円

※評価・公課証明は、土地・家屋あわせて5筆(棟)まで1枚に記載されます。

2枚になる場合は600円、3枚になる場合は900円です。

※名寄せは、土地・家屋あわせて6筆(棟)まで1枚に記載されます。

3. 本人確認書類(申請書の氏名欄に記入された方を証明する書類)の写しを同封してください。

1点でよいもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カード(顔写真有)、身体障害者手帳、在留カード等

2点必要なもの

健康保険証、年金手帳、住基カード(写真無)、診察券、キャッシュカード、社員証、学生証等

4. 返信用封筒にあなたの住所、氏名をはっきり書いて切手を貼り同封してください。

5. 本人以外の方が申請等の手続きをする場合は、代理人選任届と、代理人の本人確認書類の写しを同封してください。代理人選任届は、直筆で署名ください。

6. 法人名義の申請の場合は、申請書に社印を押印のうえ、代表者又は担当者の本人確認書類の写しを同封してください。

7. 相続人の方が証明書等を申請される場合は、相続が発生した事と、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本及び除籍謄本等)のコピーを同封してください。

※所得証明書は前年中の所得の内容が証明されます。扶養の状況や控除の内容等の証明が必要な場合は課税証明書を取得してください。

※課税証明書・所得証明書の年度について

請求年度の前年中の課税状況・所得状況が証明されます。

例・令和8年度(令和7年中の所得)

※配達日数を考慮のうえ、日数に余裕を持って請求してください。

《送付先》〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地 富士河口湖町役場 税務課
《電話番号》0555-72-1113(税務課直通)